



● 民生委員・児童委員ってどんな人 ●

皆さんは、民生委員・児童委員をご存知ですか?日常生活の中で、心配事や困り事があるけれど相談する相手がいなかったり、誰に相談すればいいかわからないということはありませんか?

そんな時、身近な相談相手となり、皆さんと行政や専門機関等をつなぐパイプ役となる役目を担っているのが、民生委員・児童委員です。

皆さんの近くにいながらも、なかなか知る機会が少ない民生委員・児童委員について紹介します。

一昨年は、民生委員制度創設100年、児童委員制度も創設70年を迎えました。市民の皆さんも何かお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

児童委員制度も創設70年を迎えました。市民の皆さんも何かお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

また、主任児童委員は、児童に関する問題を専門に取り扱い、様々な問題を抱える児童について、各関係機関と連携して活動しています。

全国的には約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、八王子市では区域担当409人+主任児童委員43人の計452人の定員のうち、現在は、ほぼ100%の充足率を保って活動しています。

また、主任児童委員は、児童に関する問題を専門に取り扱い、様々な問題を抱える児童について、各関係機関と連携して活動しています。

また、主任児童委員は、児童に関する問題を専門に取り扱い、様々な問題を抱える児童について、各関係機関と連携して活動しています。



八王子市
民生委員
児童委員
協議会会長
内藤 榮一

私たち民生委員・児童委員は、赤ちゃんから高齢者までを対象に、見守り活動や相談活動を中心に行い、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関等への「つなぎ役」として活動しています。

民生委員・児童委員は、それぞれ民生委員法や児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与・報酬は支給されませんが、活動に必要な交通費や通信費などは支給されます。任期は3年で今年は一斉改選の年にあたります。

全国的には約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、八王子市では区域担当409人+主任児童委員43人の計452人の定員のうち、現在は、ほぼ100%の充足率を保って活動しています。

また、主任児童委員は、児童に関する問題を専門に取り扱い、様々な問題を抱える児童について、各関係機関と連携して活動しています。

一昨年は、民生委員制度創設100年、児童委員制度も創設70年を迎えました。市民の皆さんも何かお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員の役割は？

～市民の皆さんを見守る行政とのつなぎ役～

民生委員・児童委員の主な活動を「7つのはたらき」として紹介します。
暮らしの中で何か困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。

社会調査活動
(アンテナ的な役割)

担当区域内の住民の日常の状況を把握します。

相談活動
(世話的な役割)

住民が抱える問題に、相手の立場に立った親身な対応をします。

連絡通報活動
(パイプ的な役割)

関係機関との間に立って連絡役を果たします。

生活支援活動
(支援的な役割)

住民の方が、自立した生活を送れるように支援をします。

民生委員・児童委員には
守秘義務があります。
秘密は必ず守ります。



東京都民生委員・児童委員
キャラクター 愛称 ミンジー

調整活動
(潤滑油的な役割)

必要な福祉サービスが受けられるよう調整・支援をします。

意見具申活動
(代弁的な役割)

活動を通じて得た問題点や改善策を関係機関などに提起します。



お住まいの地域を担当する
民生委員・児童委員が
わからないときは
☎620-7240
福祉部福祉政策課まで

情報提供活動
(告知板的な役割)

社会福祉の制度やサービスについての情報を的確に提供します。



こんな活動をしています

～地域の身近な相談相手～



高齢者の安心のために



12地区会長
(長房町・並木町・
城山手地区)
宇田 友子

高齢者、特に70歳以上のお一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の見守りをしています。
また、市内各地域でのサロンでは、昼食会や茶話会、趣味の会等を通して、皆さんの交流のお手伝いをしています。



高齢者支援活動

子育てを応援します



3地区会長
(子安町・上野町・
緑町地区)
中嶋 孝治

育児中の親子を対象に、子育てサロンを行っています。子育ての情報交換をしたり、悩みを相談したりすることができます。
子育てに困ったときは、身近な民生委員・児童委員に相談してください。



子育て支援活動

子どもたちを見守ります

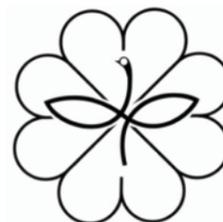


主任児童委員
部会 部会長
野中 真理子

主任児童委員は、0歳～18歳までの子どもたちを専門に担当しています。区域担当の民生委員・児童委員と協力して、通学時の見守りを行ったり、いじめ・不登校などに関して学校と連携して対応したりして、子育ての支援をしています。



通学時の見守り



幸せのシンボルである四つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

◆民生委員・児童委員の日

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。また5月12日から18日までの1週間は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆さんに知っていただくための「活動強化週間」として、様々な取り組みを進めています。

東京都民生児童委員連合会では、5月12日(日)に民生委員・児童委員によるパレードを新宿にて実施します。

また、市内では、5月13日(月)の午前10時から午後3時まで、八王子駅北口周辺と市役所1階市民ロビーでPR活動を行います。市役所では、相談も受け付けますので、直接会場にお越しください。



昨年のパレードの様子

◆全体研修会

6月4日(火)の午後2時から4時まで、いちようホール大ホールにて、八王子市民生委員児童委員協議会による全体研修会を実施します。第1部では、成年後見制度について、北村将郎弁護士が講演を行います。第2部では、吉原朝馬氏による介護落語などを行います。定員200名(先着順・申込不要)ですので、直接会場にお越しください。



昨年の市民ロビーでの様子

◆今年は一斉改選の年

民生委員・児童委員は、3年ごとを一斉改選を行っています。現在の任期は、今年の11月30日までで、12月1日から新たな任期となります。

年齢基準や諸般の事情により、現任の民生委員・児童委員が退任される地区においては、新たな委員が選出されますが、委員の選出においては、町会・自治会、管理組合等からの推薦をお願いしています。高齢者人口の増加などにより、今後ますます地域の見守りが重要となる中で、地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員の役割が増してきています。

◆民生委員・児童委員の証

ご家庭を訪問する際には、名札と身分証明書を携帯することとしていますので、見知らぬ人が訪問し「民生委員・児童委員」を名乗った場合は身分証明書をご確認ください。

見 本



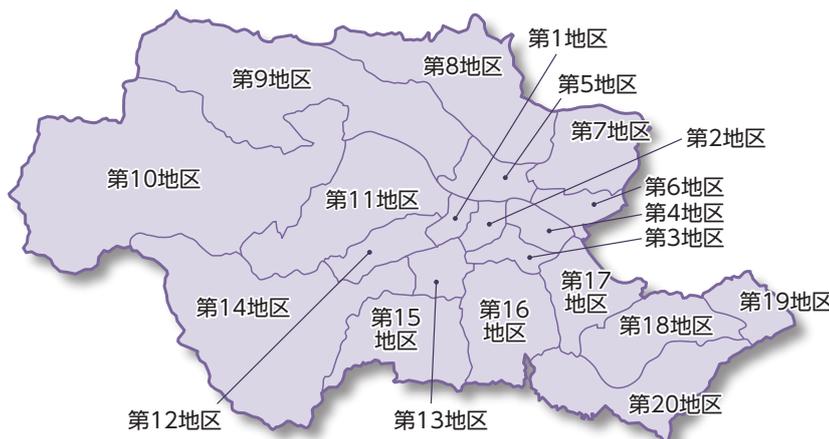
身分証明書



名 札

◆民生委員・児童委員担当地区

民生委員・児童委員は市内を20の単位民生委員児童委員協議会(地区・左図参照)に区分して活動しています。



問い合わせ
福祉部福祉政策課
☎620・7240(直通)